

.....

◆ 第3章 計画の基本方針

.....

Three light gray squares are scattered in the lower right quadrant of the page, arranged in a loose triangular pattern.

1 基本理念

「教育基本法」第3条では、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定しています。

小美玉市民の状況を見ると、学ぶ意欲は高い状況にありますが、仕事や塾などで忙しい、きっかけがつかめないなどの理由により、実際には、学習が行えていない状況にあります。

これら市民の学習意欲を満たすためにも、学習の機会の充実や学習の場を整えるなど、学習に係る様々な要因について、質を高めていく必要があります。

これにより、市民が自由に学習を行い、仲間とともに、成果を生かせるようになることが理想です。このような社会を築いていくために、生涯学習の理念を以下のように示します。

■基本理念■

市民に寄り添う、市民がふれあう、市民の心が豊かになる 生涯学習



市民に寄り添う

市民の自主的な学習活動を支えるために、必要な設備・機能・人材を整え、学習機会の充実を図ります

市民がふれあう

市民が生きがいを確認、仲間と楽しみながら、学習活動を行うことにより、連携や交流を深めます

市民の心が豊かになる

市民の学習の成果を、様々な方面で役立たせることにより、心豊かな生活を営んでいきます

2 基本方針

基本方針Ⅰ 生涯学習社会の実現



市民が生涯にわたって、いつでも自由に学ぶことができるよう、生涯学習社会の実現を目指します。

そのため、生涯学習活動への意識醸成や市民が主体となって取り組む生涯学習活動を支援するとともに、市民のライフステージ*¹や時代のニーズに柔軟に対応した学習機会の提供・充実、さらには、学習成果を自分自身や地域に生かすための機会の充実を図ります。

また、市民の学習活動を円滑に進めていくため、各種団体やサークルの活動支援及び指導者の発掘・育成に努めるとともに、学習にふさわしい環境を創出するため、学習に関する情報の提供や施設・設備の充実など学習環境の整備・充実を図ります。

基本方針Ⅱ 知識の醸成と価値創造の場の充実



市民一人一人の人生をより豊かなものとするため、より多くの市民が読書に親しむための取組を進めます。特に人格形成の重要な時期である子どもや、本や図書館へアクセスしにくい環境にある人々への読書推進を、地域の人々と連携しながら積極的に行います。

市民が利用しやすい図書館を目指すため、図書館資料及びサービスの充実に努めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した施設機能や設備の向上などを図ります。

基本方針Ⅲ 次代を担う青少年の健全育成



「地域の子どもは地域で守る」という理念に基づき、青少年健全育成活動の支援や学校・家庭・地域の連携・協力を進めるなど、地域における青少年育成体制の整備促進を図るとともに、社会体験や自然体験など青少年の体験活動を推進します。

児童生徒の放課後の居場所づくりや、青少年を取り巻く環境の健全化を図るなど、青少年の安全・安心な居場所づくりに努めるとともに、保護者が学ぶ機会の提供により家庭における教育力の向上に取り組めます。

基本方針Ⅳ 文化芸術の創造・発信



市民の地域に対する愛着心や創造力を育みながら、市民と小美玉市が協働で取り組む文化芸術活動の充実を図るとともに、活動を支える歴史・文化団体への支援を図ります。

地域にとってかけがえのない財産である文化財等の適正な保存・管理に努めるとともに、史・資料館の展示内容や館外活動の充実、埋蔵文化財の公開など調査成果の公表及び活用を図ります。

「小美玉市まるごと文化ホール計画*²」の理念に基づき、市民の創造性豊かな文化芸術活動を支援するとともに、様々な機会を通して市民の文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

*1 ライフステージ：入学、卒業、就職、結婚、子どもの誕生、子どもの独立、退職など人生の節目ごとに段階に分けること。

*2 小美玉市まるごと文化ホール計画：小美玉市の文化ホール3館を拠点に、まち全体の元気をどんなふうにつくっていくか。そして10年後に向けていかに伸ばしていくかを考えた計画。

3 施策の体系

基本方針	基本施策	基本方向
I 生涯学習社会の実現 	1 生涯学習活動の推進	(1)生涯学習活動への意識醸成 (2)自主講座など市民主体の学習活動の支援 (3)生涯学習情報の提供
	2 学習機会の充実	(1)ライフステージに応じた学習機会の提供 (2)時代のニーズに応じた学習機会の提供
	3 学習成果の活用	(1)学習成果の発表機会の支援 (2)学習成果を地域で生かせる機会の創出
	4 各種団体の活動支援と指導者の育成	(1)各種団体の活動支援における体制づくり (2)指導者の発掘及び育成
	5 学習環境の整備・充実	(1)施設・設備の充実 (2)施設の利用促進 (3)市内外の学習情報の収集と発信
II 知識の醸成と 価値創造の場の充実 	1 読書活動の推進	(1)すべての市民に向けた読書活動の推進 (2)読書推進体制の構築
	2 図書館サービス等の充実	(1)図書館資料や図書館サービスの充実 (2)施設機能や設備の整備
III 次代を担う 青少年の健全育成 	1 地域における青少年育成体制の整備促進	(1)青少年健全育成活動への支援 (2)学校・家庭・地域の連携・協力体制の整備促進
	2 青少年の体験活動の推進	(1)社会体験活動の充実 (2)地域活動への参加促進
	3 青少年の居場所づくり	(1)安全・安心な居場所づくり
	4 家庭における教育力の向上	(1)家庭の教育力向上
IV 文化芸術の創造・発信 	1 文化芸術活動の充実	(1)文化芸術活動の充実 (2)歴史・文化関係団体の支援
	2 文化財の保護と史・資料館の充実	(1)文化財等の適正な保存・管理 (2)展示内容・館外活動の充実 (3)調査成果の公表及び活用 (4)地域文化・伝統の継承
	3 市民の文化芸術に触れる機会の充実	(1)文化芸術に触れる機会の提供 (2)文化ホール事業の充実(3館)